

(予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給の申請等)
第九十七条の五 法第七十三条の第三項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。
 2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、前項の給付金支給申請書を受理したときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合にはその額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。
 (委任規定)

第九十七条の六 この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の第三項の給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第百二条の五第五項中「第百二条の七」を「第百二条の八」に改める。

第百二条の十三中「第六節第二款」を「第六節第三款」に改め、第五章第八節第二款中同条を第百二条の十四とし、同節第一款中第百二条の十二を第百二条の十三とし、第百二条の十一を第百二条の十二とする。

第百二条の十第三項中「第百二条の十第一項」を「第百二条の十一第一項」に、「第百二条の十三」を「第百二条の十四」に改め、同条を第百二条の十一とし、第百二条の九を第百二条の十とし、第百二条の八を第百二条の九とする。

第百二条の七中「前節第二款」を「前節第三款」に改め、第五章第七節第二款中同条を第百二条の八とする。

第五章第七節第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款 即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第百二条の七 前節第二款の規定は、即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金について準用する。この場合において、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五第一項及び第九十七条の六中「法第七十三条の第三項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の第三項」と、第九十七条の四（見出しを含む）中「法第七十三条の第三項第二号」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の第三項第二号」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十七号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

防衛大臣 小野寺五典

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

府

令

○内閣府令第四十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(特定教育・保育施設の利用定員の届出の手続)
第三十条 法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

一 四 略

第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。

改 正 前

(特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続)
第三十条 法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

一 四 同上

第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。	
--------------------	--

附 則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第七十七号）第二条、第三条、第四条第一項及び第二項第二号、第五条第二号及び第四条並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

文部科学大臣 林 芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

(年次別収容定員の算定方法)

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。

附則

第一条 この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

(学部が学科を設けていない場合の取扱)

第二条 大学設置基準法附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされている大学に関する令及びこの命令の規定の適用については、大学の学部を設けていない場合にあつては当該学部が一の学科を設けているものと、大学の学部を設けていない組織を設けている場合にあつては当該組織を当該学部の学科とみなす。

第三条 令附則第三条の届出書の様式

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第四条 令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第四条第一号の意思決定の内容等)

第五条 令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。
一 特定地域内における大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学の収容定員増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別
二 増加させる特定地域内学部収容定員の数
三 特定地域内に所在する校舎の所在地(建設予定地を含む。)

2 令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることが出来る方法によるものとする。
3 令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。
一 校舎の新築、改築、増築若しくは改修(以下この項において「新築等」という。)又は購入若しくは借受けに関する契約の締結
二 校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結
三 校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結
四 校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了(必要な校舎が既に新築等されている場合であつて、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。)

4 第一項の意思決定、第二項の公表及び前項の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員増加が認可事項である場合においては平成二十九年九月三十日までに、それ以外の場合においては平成三十年九月三十日までに履行されたものに限るものとする。

第六条 法附則第三条第四号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第四号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

別記様式第一号

(用紙 日本工業規格A4縦型)

〇〇大学〇〇学部 特定地域内学部収容定員増加 届出書
年 月 日
文部科学大臣殿 届出者の職名及び氏名 印

このたび、〇〇大学〇〇学部の特定地域内学部収容定員を増加させることについて、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第4条第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

Table with 4 columns: 学部等の名称, 変更前, 変更後, 増加させる学部等. Includes rows for '特定地域内学部収容定員を増加させる時期' and '校舎の所在地'.

別記様式第二号
(用紙 日本工業規格A4縦型)
法第13条第1号・第2号 説明書
記載内容を証する書類を添付すること。
2 特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第4条第1項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項以外の事項によって、特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同法の規定により届け出なければならない事項の例に準じて内容の分かる書類を添付すること。

Table with 5 columns: 大学の名称, 修業年限, 入学定員(編入学定員), 減少前の特定地域内学部収容定員(収容定員), 減少させる特定地域内学部収容定員(収容定員), 減少後の特定地域内学部収容定員(収容定員), 校舎の所在地. Includes rows for '特定地域内学部等収容定員を減少させる事由' and '予定時期'.

特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	大学の名称	修業年限	入学定員(編入定員)	増加前の特定地域内学部収容定員	増加させる特定地域内学部収容定員	増加後の特定地域内学部収容定員	校舎所在地
	〇〇学部 〇〇学科		年	人()人()人()	人()人()人()	人()人()人()	
増加させる事由							
	予定期期						
法第13条第2号の適用を受ける場合のみ	合併・統廃合等、共同教育課程の別	□合併・統廃合等		□共同教育課程			
		協議の内容					

別記様式第3号

法第13条第3号 説明書

(用紙 日本工業規格A4縦型)

特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	大学の名称	修業年限	入学定員(編入定員)	増加前の特定地域内学部収容定員	増加させる特定地域内学部収容定員	増加後の特定地域内学部収容定員	校舎の所在地
	〇〇学部 〇〇学科		年	人()人()人()	人()人()人()	人()人()人()	
増加させる事由							
	予定期期						

別記様式第4号

法附則第3条第4号 説明書

(用紙 日本工業規格A4縦型)

事項	実施時期	実施内容
意思決定に関する状況		
公表に関する状況		
契約等に関する状況		

内閣府
○文部科学省令第二号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年正す命令
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年閣府
文部科学省令第二号)の一部を次のように改正する。
厚生労働省
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
附則 (法附則第二項の主務省令で定める基準)	附則 (一部改正法附則第三條第一項ただし書の規定による申出の方法)
第三條 法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 次のいずれにも該当する市町村であること。 イ 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育施設(認定こ	第三條 一部改正法附則第三條第一項ただし書の規定による別段の申出は、法第四條第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第八條第二号に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する旧幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に提出して行うものとする。